

お客さま各位

ガス事業法改正に伴う簡易ガス供給約款等変更のお知らせ

謹啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、新聞報道などでもご高承の事とは存じますが、昨年の電力自由化に引き続き、本年4月1日より、ガス事業法の改正によりガスの小売供給が自由化されます。これまで、弊社は、経済産業大臣の認可を得て、ガス料金を含む供給約款等を設定して参りましたが、今般の事業法改正に伴い供給約款等の変更を行う事となりました。現在ガスをご使用頂いているお客さまにつきましても、基本的には、料金等の条件に変更はありませんが、現状の供給約款の文言等につきまして下記の内容で改定させて頂くこととなります。

弊社では、今後とも保安の確保と安定供給並びにサービスの向上を図るとともに、都市ガス事業の他、簡易ガス・LPガス販売・石油類販売など附帯事業の拡充を図りながら地域のエネルギー供給を担う会社として、地域に密着し、お客様に愛される会社を目指してまいります。引き続きご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

主たる変更内容

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更致します。又、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の10日前までに営業所に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。
- ④ 料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも15日前と5日前に文書等で2回通知いたします。
- ⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に2回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。
- ⑥ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担して頂く場合があります。
- ⑦ 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせていただきます。

※上記変更内容をご承諾頂ける場合は、特段のお手続きは不要です。

ガス料金表につきましては、検針票の一番下の欄に、当月分のガス料金表と次月分の料金表を記載してございます。なお、改正後の小売約款につきましては、平成29年3月10日以降に当社サービスセンター及びホームページ等で閲覧可能な状態とさせていただきます。

なお、本御案内は、今般のガス事業法改正の趣旨に基づき、今月と来月の2回投函させていただきます。

ご不明な点などございましたら、美唄ガス㈱までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

美唄ガス株式会社

美唄市大通東1条南3丁目1番31号

電話 0126-62-1122

(平日 8:30~17:00)